

市政改革室8月分

公開請求の内容及び処理状況

請求日	決定日	公文書の件名	決定内容	非公開事由 (7条該当号)	担当局	担当
令和5年8月2日	令和5年8月15日	大阪市職員の性犯罪の高さは、日本一の大阪府の性犯罪より高いのに行政改革で減少させない理由がわかるもの	不存在	号	市政改革室	改革プラン推進担当
令和5年8月11日	令和5年8月25日	令和5年7月12日受信メール 外付けハードディスク等標準外ハードウェアにおける適正な運用及び管理の徹底について（依頼） ・1 令和5年7月12日受信メール 外付けハードディスク等標準外ハードウェアにおける適正な運用及び管理の徹底について（依頼） ・2 外付けハードディスク等標準外ハードウェアにおける適正な運用及び管理の徹底について（依頼） 令和5年7月26日起案 外付けハードディスクの一斉点検について（回答） ・1 令和5年7月26日起案 外付けハードディスクの一斉点検について（回答） 他18件	公開	号	市政改革室	行政改革担当
令和5年8月11日	令和5年8月25日	令和5年7月12日受信メール 【情報統括管理者様あて】 【再送】 外付けハードディスクの一斉点検について（依頼） ・1 令和5年7月12日受信メール 【情報統括管理者様あて】 【再送】 外付けハードディスクの一斉点検について（依頼） ・2 外付けハードディスクの一斉点検について（依頼） ・3 別紙1_申請済み外付けハードディスク一覧_市政改革室 他10件	部分公開	5号	市政改革室	行政改革担当
令和5年8月15日	令和5年8月29日	7月21日に行った公開請求について、請求対象文書を「令和元年7月10日に市政改革室が天満警察署に提出した文書を廃棄する旨の意思決定を行った文書を公開してください。」としていたはずですが、 しかし、本日公開された令和2年3月3日付決裁文書「保存期間が満了する簿冊の廃棄について」には、廃棄される簿冊の名称が書かれているだけであり、これが「令和元年7月10日に市政改革室が天満警察署に提出した文書を廃棄する旨の意思決定を行った文書」であるのかどうかは全く分かりません。 「令和元年7月10日に市政改革室が天満警察署に提出した文書を廃棄する旨の意思決定を行った文書」としてこの決裁文書を特定した根拠が示されている文書を公開してください。	不存在	号	市政改革室	行政改革担当
				号		
				号		
				号		
				号		